

上宮太子高等学校

いじめ防止基本方針

とも
いき
～ 共 生 ～

基本理念

いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命・身体に危険を生じさせるおそれもあり、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、それをはやしたてる観衆行為、黙認する傍観行為も絶対にゆるさない姿勢で、どんな些細なことでも見落さず、親身になって生徒や保護者の相談に応じることが大切である。この姿勢が、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することに繋がる。

そのためには、本校における全教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫き、全教職員が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、人格の健やかな発達を支援するという生徒観と指導観による指導を徹底することが肝要である。

本校は、校訓に「正思明行」を掲げている。「素直な眼で正しくものを見て、明るく力強く実行する」精神を導くことにより、生徒一人ひとりが、夢の実現に向けて生き生きとした学校生活を過ごせることと確信している。

学校長の強いリーダーシップの下、上記理念に基づき、組織的にいじめ問題に取り組むべく、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

目 次

いじめの定義・いじめに関する基本的認識 · · · · 1

- 1 いじめの未然防止に向けて · · · · · · · · · · · · · 3
- 2 いじめの早期発見に向けて · · · · · · · · · · · · · 5
- 3 いじめの発見から解決まで · · · · · · · · · · · · · 6
- 4 いじめ問題への組織的な対応について · · · · · 11
- 5 いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上 · · 14
- 6 「ネット上のいじめ」への対応 · · · · · · · · · · · 17
- 7 関係資料 · 20

【1】いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年 法律 第71条）

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣 決定）

(注1) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注2) 「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。

(注3) 「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

【2】いじめに関する基本的認識

①いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたせる必要がある。

いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

②いじめは、すべての学校・学級・生徒に起こりうる問題である。

どの学校の、どの学級の生徒においても、いじめは起こり得る。

また、子どもたちの誰もがいじめを行う者にもいじめを受ける者にもなり得ること、さらに、いじめを受けた者がいじめを行う者に、またその逆になることもある。

③いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。

実際に手出しあしないが、見てはやし立てる生徒、「かかわりたくない」「仕返しがこわい」などの理由から、傍観するものも多い。見て見ぬふりをする態度はいじめの助長につながり、いじめを行う生徒に加担することにもなる。生徒の態度いかんで、いじめの抑止力にも成り得るため、生徒がいじめについて正しく認識することが大切である。

④いじめの様態は様々である。

いじめの行為が発見しやすいものと、表出しにくいものなど、その様態は様々である。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・一方的に用事を命じられ使われる。
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。

⑤いじめは、生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。

いじめを受けている事実を知らせることにより自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、さらなるいじめを受けることへの不安などにより、事実を口にしないことやアンケート調査の回答に事実を反映させないことも少なくない。また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもある。

さらに、自分自身に原因があると自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、具体的な行動（自傷行為や生命にかかわる重大事故）につながったりすることもある。

いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の生徒に向けることもある。

⑥いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。

本人にはいじめとしての自覚は無く、冷やかしやからかい、いたずらなどの遊び感覚で行為に及んでいることもあり、いじめを受けている生徒との意識に大きな差が見られる。

また、いじめを受けている生徒にも原因や問題があると考え、いじめ行為を正当化する間違った認識も一部には存在する。

さらに、周囲との差異や個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生したり、自分がターゲットにならないために、いじめ行為に加わったりすることもある。

⑦いじめは、解消後も注意が必要である。

アンケート調査などにより認知したいじめについて、関係生徒を指導して問題が収束、解消したと捉えた事案についても、時間を置いて再発する可能性を含んでいる。

また、以前に把握した際の内容とは異なるいじめの様相、サインを発することもある。

⑧いじめは、教員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。

教員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。

そのため、日頃から「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示し、人権教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教員が正しく認識して指導することが大切である。

⑨いじめは、家庭教育のあり方に大きなかかわりを有している。

わが子の健全な成長に責任を持つことや、しつけや指導の仕方、いじめについての捉え方など、家庭の様子が子どもに与える影響は大きい。

家庭から得る深い愛情や精神的な支え、信頼関係、親子の会話やふれあい、子どもを学校に通わせるうえで必要な配慮や準備の有無など、家庭教育の在り方が、生徒のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。

⑩いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

生徒の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

1 いじめの未然防止に向けて

【1】いじめを許さない学校・学級づくり

- ①「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が必要である。すべての生徒を対象に、健全な社会性を育み、当たり前のことを行っていき、「善いことは善い、悪いことは悪い」と伝えていくことが、学校教育本来の活動である。
- ②「いじめを受けた者を守る」だけの対策ではなく、「いじめが起きない学校づくり」としての未然防止策が必要である。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの生徒に徹底させること。いじめをはやし立てる観衆行為、傍観黙認する行為もいじめ行為と同様に許されないと認識、また、いじめが起きていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒にしっかりと定着させる。
- ④教育活動全体を通して、互いに思いやり、尊重し合い、生命や心身、人権を大切にする態度を育成する。また、友情や信頼関係の大切さ、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、生徒が心から理解するように適切に指導する。特に、学級（ホームルーム）経営、人権教育、宗教的情操教育を通して、この指導の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験などの活動をはじめ、仲間関係や協力・協調性を豊かなものとする教育活動を行う。
- ⑤学級（ホームルーム）活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどうかわったらよいかを考え、行動できるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

【2】いじめの未然防止に向けた手立て

①学級経営の充実

- ア 生徒に対する教員の受容的、共感的態度により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、障がい・国籍・疾病などに対する差別心を持たず、互いを認め合う学級を作る。
- イ 生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
・いじめは言葉によるものが多く、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。
例) 「キモイ」「ウザイ」「死ね」
- エ 年度初めに学級のルールや規範を定め、生徒が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することが重要である。
- オ 定期的に行う生活アンケートや各種学力調査における質問紙調査の結果、生徒の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良などから実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむことが早期対応につながる。
- カ 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。

②授業中における生徒指導の充実

- ア 「自己決定」「自己有用感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- イ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

- ウ 発言や集団への関わりに消極的な生徒もいるため、教員が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮する。
- エ 生徒にとって、学校生活の大半は授業である。授業が生徒のストレッサー（ストレス症状をもたらす要因）とならぬよう、教科担当者は、自らの授業のあり方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめる。

③人権教育の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深くかかわりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

また、認め合い、安心して過ごせる居場所になるような学級集団を育てるための工夫も積極的に行い、各学年の現状に合わせて実践していく。

④学級活動の充実

- ア 話し合い活動を通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- イ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター（※1）のプログラムやピア・サポート、ピア・カウンセリングなど（※2）を活用し、社会性を育てる。
- ウ アサーション・トレーニング（※3）やソーシャル・スキルトレーニング（※4）などを活用し、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。

⑤学校行事の工夫

生徒が、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化を得られるような企画や工夫を行う。

⑥生徒会活動の工夫

生徒が主体となって、いじめ問題の予防と解決に取り組む活動を、生徒会が中心となって企画する。

（実践例）生徒会による「いじめ防止サミット」などの開催

⑦生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間などにおける取組の充実

学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取り組み、いじめ防止に向けた取り組みを具体的に行う。

（具体例）・「ふれあい（いじめ防止強化）月間」・・・6月、11月、2月
・「いのちと人権を考える月間」.....5月、12月
・「いのちと心の授業」.....実施時期を検討

⑧情報モラル教育の充実

インターネットを使って、意図的または意図しないいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。

情報教育授業のほか、人権教育、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

⑨発達障害を有する生徒等へのいじめを防ぐ

自閉スペクトラム症、A D H Dなどの発達障害のある子どもに対するからかいなどから、いじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーなど専門職を交えて、教職員間で障害特性の理解や具体的なかかわりの共通認識をもとに、周りの生徒への指導や本人への配慮などの対応方法を工夫する。

- ※1 リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを率直に語り合い、「心と心のキャッチボール」を通して、徐々に本音を表現し合い、それを互いに認め合う体験を深めていくこと。
- ※2 生徒同士の相談相手（ピア・カウンセラー）や相談相手にまでは至らなくとも支えたり、励ましたりする仲間を生徒集団内で作る取り組み。
- ※3 自分の考え、欲求、気持ちなどを率直に、正直に、その場の状況にあった適切な方法で述べ、自分も相手も大切にした自己表現の訓練。
- ※4 困難を抱える状況の総体を、「ソーシャルスキル」と呼ばれるコミュニケーション技術の面から捉え、トレーニングによりその技術を向上させることによって、現状の困難さを解消しようとする技法

2 いじめの早期発見に向けて

【1】いじめを発見する手立て

①教員と生徒との日常の交流を通しての発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装などに普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声を掛けて様子を伺う。

②複数の教員の目による発見

ア 多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
(教科担当、担任、養護教諭、部活動顧問など)

イ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。

ウ 教員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うことでも、発見を容易にする。

③アンケート調査の実施と分析

ア いじめも含めた「生活アンケート」などの調査を学校全体で計画的に取り組む。

イ アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員で当たり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラーなどの専門的な立場からの助言を得ることも有効である。

ウ 生徒の人間関係に変化が表れる時期（新年度や長期休暇明けなど）や、学年末でクラス替えに伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施することも有効である。

④教育相談を通した実態把握

ア 定期的な生活面談や進路面談を実施するとともに、生徒が希望する時には面談ができる体制を整えておく。
イ 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラーなどの専門的な立場から助言を得る。

⑤学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。

担任の思い込みを避けるためには、教職員間の情報交換や各種調査による点検も必要である。

【2】いじめを訴えることの意義と手段の周知

①「いじめを訴えることは、自分の人権と仲間集団を守ることにつながる」ことであると日頃から指導し、浸透させる。

②学校における「いじめ相談」の対応について家庭や地域に周知する。

- (例)
- ・担任はもとより、養護教諭他、誰でも話しやすい教職員に伝えてよい。
 - ・意見箱や悩み相談箱の利用（管理の徹底を約束する）。
 - ・スクールカウンセラーへの相談の申込み方法を周知する。
 - ・学校の電話番号や代表アドレスを通知し、様々な方法で相談できることを周知する。

③関係機関（いじめ相談室、電話相談室）へのいじめの訴えや相談方法を生徒、家庭、地域に周知する。

④匿名による訴えへの対応

匿名で訴えたい気持ちに理解を示し、早期に確実にいじめを解決するためには名前などの情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応を行うことを周知する。

【3】保護者や地域などからの情報提供

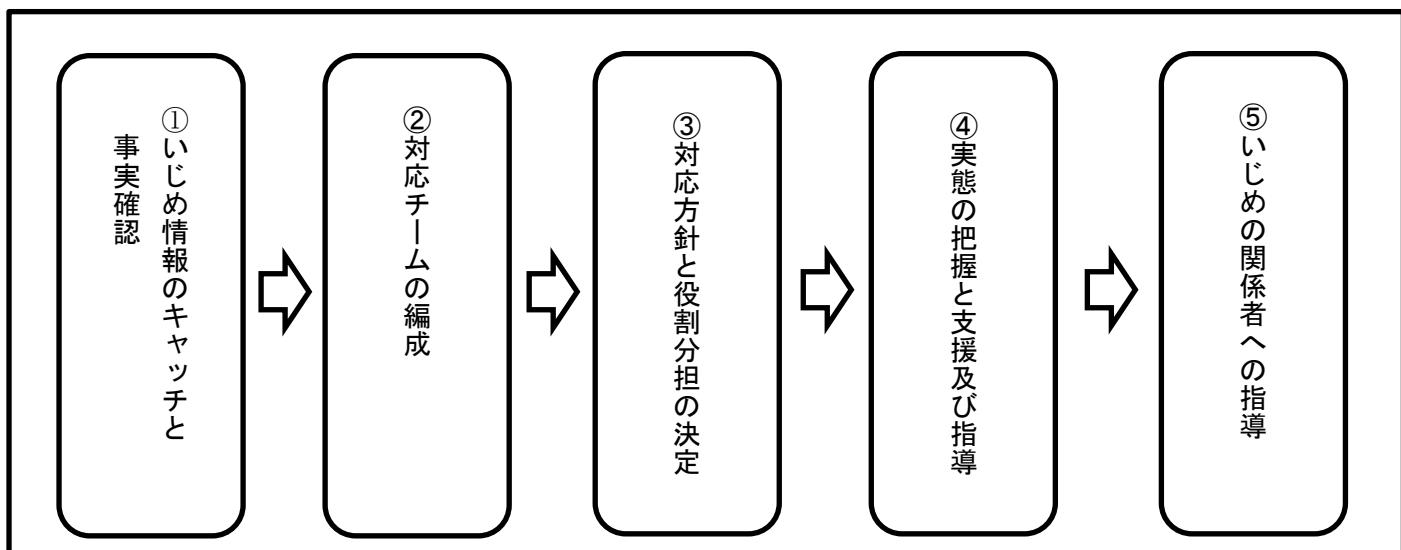
①日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

- ・保護者への協力依頼
- ・地域（子ども家庭センター、民生・児童委員）への協力依頼

②保護者が生徒の変化を読み取れるよう「チェックポイント」(p.23「家庭における日常的な観察」)などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法などを周知する。

3 いじめの発見から解決まで

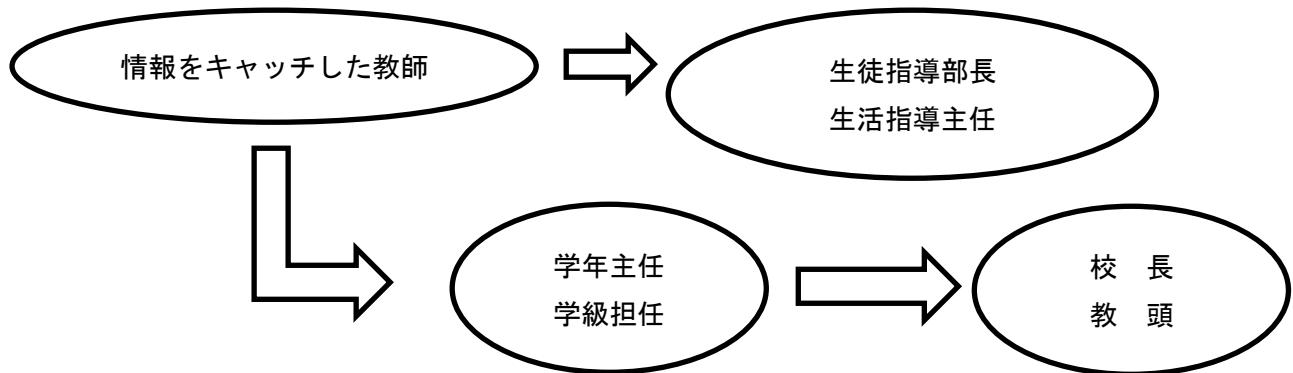
【1】発見から指導、組織的対応の展開



①いじめ情報のキャッチと事実確認

情報の把握

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・アンケート調査の回答
- ・連絡帳やノート、授業プリントなどから気になる言葉を発見
- ・保健室利用状況
- ・生徒や保護者からの訴え
- ・他の教員からの情報提供
- ・ネット上の書き込み



事実確認

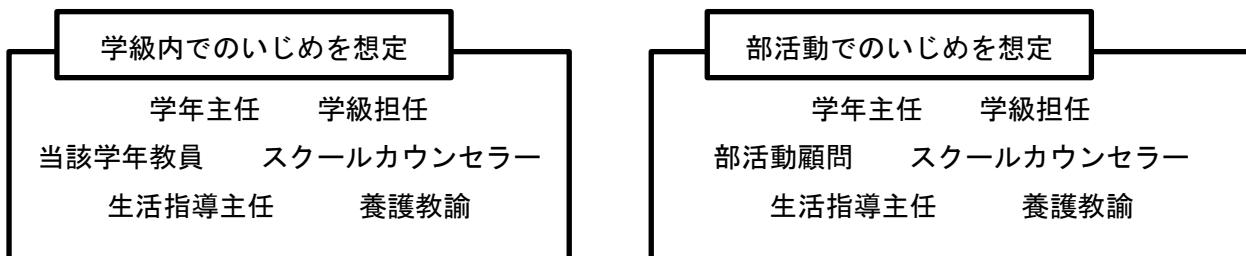
- ・事実の有無や内容の真偽について当該生徒、関係生徒に確認する。
- ・生徒指導部長や管理職に報告し、学校としての組織対応を始動する。

留意点

- ・情報をキャッチした教師が一人で解決しようとはしない。同時に、教員として責任感を持って、適切な初期対応に努める。
- ・報告・連絡・相談を速やかに行い、組織としての対応を始動する。

②対応チームの編成とケース会議の実施

教頭・生徒指導部長・生活指導主任・養護教諭・学年主任・担任により、対応チームを検討



③対応方針と役割分担の決定

ア 情報の整理

- ・いじめの態様、被害者、加害者、関係者など周囲の生徒の様子（学級・部活動など）

イ 対応方針

- ・緊急度の確認「生命・身体にかかわる問題」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」などの重大性を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
(聴取は2名体制などが望ましいが、生徒の事情も考慮する)

ウ 役割分担

- ・被害者のカウンセリングと支援担当
- ・加害者の事情聴取と指導担当
- ・周囲の生徒への指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

④実態の把握と支援及び指導

いじめの具体的な事象・経緯・心情をじっくりと聴き、事実に基づく支援・指導を行えるようにする。聴取は、いじめを受けた者、周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）、いじめを行った者の順に行う。

また、徹底的な事実の究明よりも、先ずは支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。

事情聴取の際の留意事項

- いじめられている生徒や、周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教師で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、教師が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や生徒の様子により当該生徒を自宅まで送り届けるなどの配慮をする。

事情聴取の段階でしてはならないこと

- いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
- 注意、叱責、説教だけで終わること。
- 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤いじめの関係者への指導

ア いじめを受けている生徒への対応

姿勢 基本的な	<ul style="list-style-type: none"> いかなる理由あっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
確認 事実の	<ul style="list-style-type: none"> 担任を中心に、生徒が話しやすい教員などが対応する。 いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	<ul style="list-style-type: none"> 時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。 学校は、いじめを行う生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。 いじめを行う生徒との今後の付き合い方など、具体的に指導する。 学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教員及び相談機関の連絡先を教えておく。 「君にも原因がある」、「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。 いじめ問題が原因で、当該生徒やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取り組みについて理解を促す。
観察 経過など	<ul style="list-style-type: none"> 連絡帳や生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動などでの活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ いじめを行った生徒への対応

姿勢 基本的な	<ul style="list-style-type: none"> いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。 自分はどうするべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。 心理的な孤独感・疎外感を与えることがないよう、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
確認 事実の	<ul style="list-style-type: none"> 対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。
指導	<ul style="list-style-type: none"> いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁などを許さない。 いじめに至った自分の心情やグループ内などの立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくりと聞く。 いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対して出席停止の措置を講じたり、警察など関係機関の協力を求め、厳しい対応策を取ることも必要である。 出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。

観察など 経過	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や生活ノート、面談などを通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。
------------	--

ウ 観衆・傍観行為の生徒への対応

姿勢 基本的な	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級や学年など集団全体の問題として指導に取り組む。 ・いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
確認 事実の	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を報告することは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と仲間集団を守る行為であることを伝える。 ・いじめを報告したことによって自分がいじめを受けると心配する生徒には、徹底して守り通すということを教員が言葉と態度で示す。
指導	<ul style="list-style-type: none"> ・面白がってはやしたてたり、傍観していた生徒も、問題の関係者である事実を理解させる。 ・いじめを受けた生徒は、傍観したり周囲にいた生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。 ・いじめの発生の誘引となった集団の行動や言葉などについて振り返らせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
観察 経過 など	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

【2】保護者との連携

①いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ア 事実が明らかになった時点で、速やかに懇談などを行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- イ いじめを受けた生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から生徒の様子などについて情報提供を受ける。
- エ いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

保護者に不信感を与える対応

- 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
 →事実を調べ、いじめがあれば生徒を守る旨を伝える。
- 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- 電話で簡単に対応する。

②いじめを行った生徒の保護者との連携

- ア 事実確認が十分にできた内容においてのみ経緯も含めて正確に伝える。
- イ いじめを受けた生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ウ 指導の経過と生徒の変容の様子などを伝え、指導に対する理解を求める。
- エ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、より良く成長させたいと考えていることを伝える。
- オ 事実を認めなかつたり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教員の生徒を思う信念を示して理解を求める。

保護者に不信感を与える対応

- 保護者を非難する。
- これまでの子育てについて批判する。

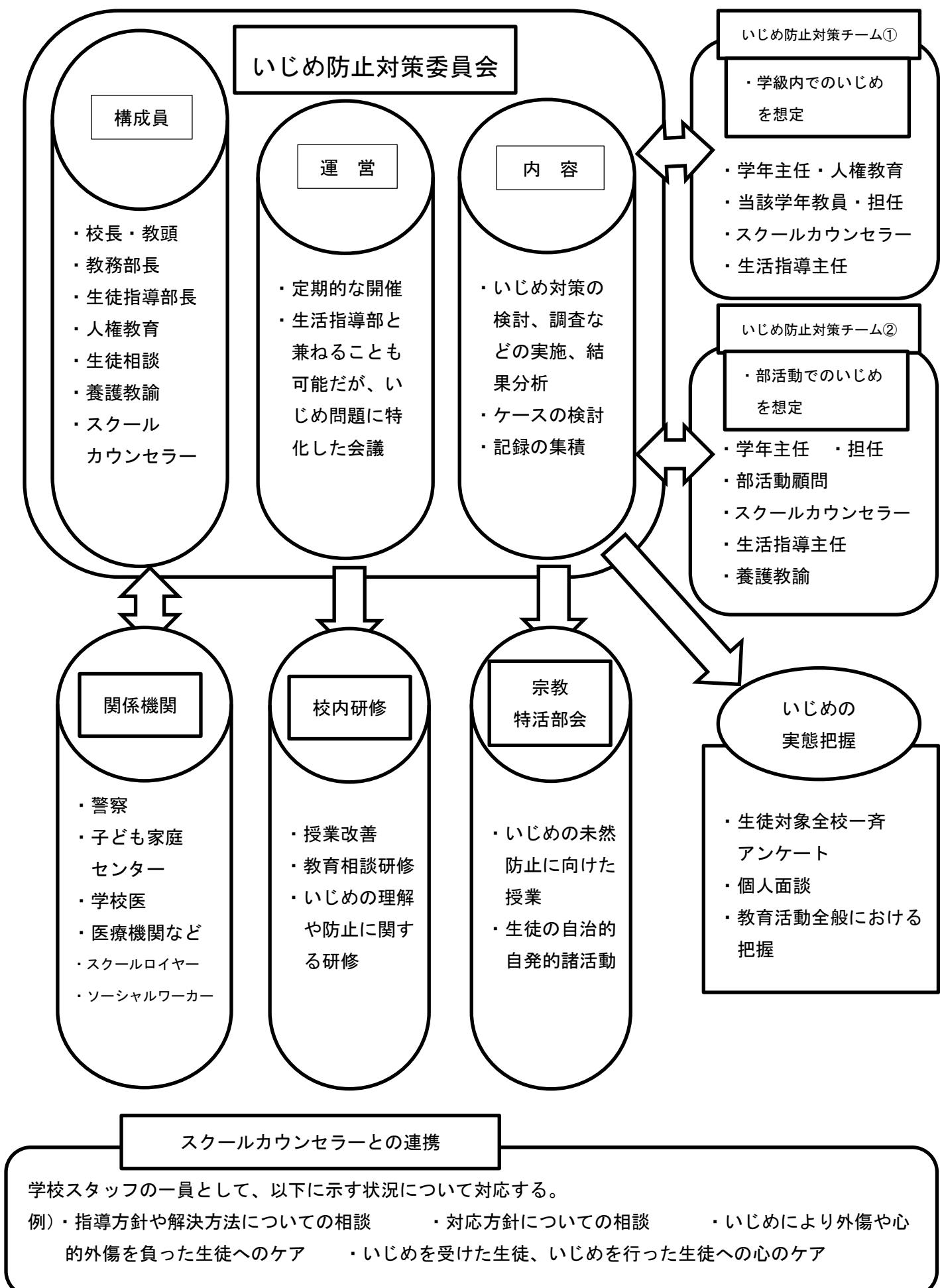
4 いじめ問題への組織的な対応について

【1】組織対応の基本的な考え方

担任や一部の教員で問題を抱え込むことなく、学校として組織的（【2】以降に示す通り）に対応することが原則である。そのために、以下の点について校内での共通理解を図る。

- ①いじめ問題は、未然防止、早期発見、早期解決、に向けて、組織的に対応することを原則とする。
- ②各学級で起きていることを学年会議・職員会議などで情報を共有化し、担任を組織的にフォローする。
- ③問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
(問題解決までの過程とは、「事実確認」⇒「解決に向けた役割分担と対応」⇒「経過観察」
⇒「検証」を指す。)
- ④時系列に沿って、経過の記録を残しておくこと。

【2】いじめ対策委員会



【3】いじめ対策担当の設置

いじめ問題について、組織的に対応するための分掌であり、生徒指導部長が兼ねることも可能だが、いじめ対策に特化した業務を明らかにしておくことが必要である。

業務内容

- ①校長の命を受け、経営的視点をもっていじめ防止対策を推進する。
- ②いじめ防止対策の校内全体計画や対応マニュアルなどを立案する。
- ③いじめ対策会議の運営と、会議結果の全教職員への周知を行い、いじめ問題の「可視化」を推進する。
- ④個々の事例にかかる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや相談員との連絡調整を行う。
- ⑤ケース記録の集積と引き継ぎを行う。

【4】いじめの発見、報告体制などのシステム化

システム化しておくべきこと

- ①いじめを発見した時の報告体制
- ②いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや教育相談などの実施時期及び内容）
- ③いじめの指導記録（P25 参照）の共通化
- ④情報の可視化 → 情報の共有化 → 問題への意識化 → 解決に向けた協働体制の確立
- ⑤いじめ問題の確実な引継ぎ → いじめの再発防止 → 子どもを守る
- ⑥記録から見える課題の把握 → いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所など

【5】いじめ認知件数についての考え方

いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩であることから、件数の多寡が問題ではなく、正確な実態把握と認知後の対応が重要である。

【6】スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、その他専門機関の活用

《未然防止の取り組み》

- ①教員とは別の枠組み、人間関係で相談ができる臨床心理の専門家としてのSCの役割を明示し、生徒に対して相談室の周知を図る。
- ②相談室は、生徒が相談しやすい場所、相談しやすい雰囲気などについて配慮する。
- ③SCが対策委員会などに参加し、教員、養護教諭、生徒指導部長などとの連携、情報共有を図る。
- ④日常的に教員と情報交換をしたり、教員がSCから専門的な助言を得られやすくするため、学校運営上の環境づくりに努める。

⑤グループ・エンカウンター、ストレスマネジメント教育、ピア・サポート、ソーシャル・スキル・トレーニングなど、SCの専門性を積極的に活用して予防的対応に取り組む。

《解決に向けた取り組み》

- ①SCとSSWは、いじめに関係する生徒への相談助言などを行い、またその置かれた環境を調整するなど、解決に向けて心理面及び環境面で連携した取り組みを行う。
- ②SCは、いじめを受けた者に対する迅速な心のケアを行うとともに、いじめを行った者に対して学校の指導と合わせて心理的サポートを行う。また、学級全体に対しても心理面のサポートを行う。
- ③SSWは、いじめの当事者である生徒について、必要に応じて、教室での行動観察や教職員に対する助言などをを行うほか、保護者とともに環境要因の改善・ストレッサーの解消を図る。
- ④SSWは、いじめが原因で不登校になった生徒について、家庭や学校における環境要因の改善を図りながら、学校復帰を支援する。
- ⑤家庭環境などに課題がある場合については、学校サポートチームやSSWと連携するほか、必要に応じて子ども家庭センターなど、外部の専門機関と連携して、生徒のおかれた環境の改善を図る。

5 いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

【1】いじめ問題に対応するための共通理解

教職員や校内研修などで、いじめ問題への対応について見識と共通理解を深めておくことが必要である。

- ①いじめの態様に関する認識が不十分であると、事態が軽視され、いじめが蔓延することもある。
- ②いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図る。

【2】いじめ問題の対応に必要な教員の姿勢

- ①人権意識を高めることが大切である。（P22「人権感覚を自己点検するためのチェックリスト」の活用）
- ②いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ③いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立ち、生徒や保護者からの通報、他の教職員からの情報を真摯に受け止めて対応する。
- ④自分が担当する学級、授業、部活動などの様子について、日頃から他の教員と情報交換するなど、多くの教員や保護者などの目に触れるようにしておく。
- ⑤生徒によっては、「いじめが原因で自らの命を絶つことがある」という最悪の事態を想定し、日頃から教員やスクールカウンセラーに相談できる体制が確立されていることを周知したり、気になる生徒には、教員から声を掛けるようにする。

さらに、いじめ等、相談された内容については、解決に向けて全力で取り組み、当該の生徒を徹底して守る姿勢を伝えて、安心感を与える。

【3】警察等関係機関との連携

A 警察との連携

■ いじめの内容が明らかな犯罪行為と認められた場合

事実を確認した上で、いじめの行為の中に、暴行、恐喝など犯罪が認められた際には、学校だけで抱え込むことなく、警察に相談する。被害生徒や保護者が被害届を提出した際には、学校は、全教職員による見守り体制を整え、被害生徒の心身の安心と安全を確保する。

また、生徒の生命や身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報して対応する。警察との連携にあたっては、学校の対応状況や関係者から聞き取った内容を整理しておくことが大切となる。

いじめが抵触する可能性のある刑罰法規及び事例

暴 行 (刑法第 208 条)	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 無理やりズボンを脱がす。
傷 害 (刑法第 204 条)	人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 事例 感情をおさえきれづに、ハサミやカッター等の刃物で同級生をきりつけてけがをさせる。
強制わいせつ (刑法第 176 条)	13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例 無理矢理に服を脱がせて裸にした。
恐 喝 (刑法第 249 条)	人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃 盗 (刑法第 235 条)	他人の財産を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 事例 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第 261 条)	前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、使用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例 自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。
強 要 (刑法第 223 条)	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。 事例 コンビニで万引きさせた。家の現金を持ち出させた。

その他、脅迫・名誉毀損・侮辱罪など

B 福祉関係機関との連携

■被害生徒において精神的に不安定な様子が見られる場合

いじめを受けたことにより、不登校となったり、精神的に不安定な状態や生命・身体に心配があるなどの状況の場合は、被害の生徒やその保護者の了解を得た上で、医療機関や子ども家庭センターなどの福祉機関と連携し、当該の生徒や保護者を支援することを検討する。

■いじめの背景に被虐待状況や保護者の養育力などの課題があると疑われる場合

加害生徒の保護者が、自分の子どもの行為への責任や関心を示さずかかわろうとしない場合や、加害生徒の聞き取りから、過去に保護者などから虐待を受けていたことが加害行為に影響を与えていたと考えられる場合は、学校は状況に応じて子ども家庭センターに相談し、関係機関と連携して当該の生徒や保護者への指導・援助を行う。

事例 保護者からの暴力（身体的虐待）や面前でのDV行為（配偶者からの暴力）により自分の訴えを暴力で表現することを学んでいる。

事例 加害生徒への指導や保護などにかかる保護者の監護能力に課題がある。（ネグレクト）

○連携にあたっての学校の留意点（※）、準備事項（□）

※加害生徒が行為に及んだ理由を生活背景や保護者の養育力まで十分に情報収集すること。

※生徒への指導の視点だけでなく、支援のための関係機関との連携体制も整えること。

□家族構成、家庭状況 □出欠など学校での生活状況 □その他福祉制度の活用など

□警察との連携状況

児童虐待に関する大阪府・大阪府教育委員会の主な資料

①大阪府子どもを虐待から守る条例 平成23年2月

子どもを虐待から守るために基本理念とともに府の責務と施策の基本となる事項を示した資料

<http://www.pref.osaka.jp/kateishien/giourei/index.html>

②児童虐待防止のてびき 平成23年3月改訂

「大阪府子どもを虐待から守る条例」を踏まえ、学校及び教職員が講すべき方策や措置等を示した資料

<http://www.pref.osaka.jp/jidoseitoshien/gyakutaibousi/index.html>

③S SW配置・派遣校での活動と市町村での活用ガイド 平成21年11月

スクールソーシャルワーカーの活動事例や市町村における活用プランなどを示した資料

6 「ネット上のいじめ」への対応

近年、生徒達の携帯電話・スマートフォンなどによる、メールやインターネットの利用が増加しており、それに伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板・SNSで、特定の生徒に対する誹謗・中傷が行われるなど、新しい形のいじめ問題が生じている。

■ 「ネット上のいじめ」の特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われることが多く、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷を書き込めるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にでき、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
また、流出した個人情報は、回収が困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教員などの身近な大人が、生徒の利用状況や利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

■ 「ネット上のいじめ」の類型

①電子掲示板・ブログ（ウェブログ）・プロフ（プロフィールサイト）での「ネット上のいじめ」

誹謗・中傷の書き込み	事例 ブログ、プロフに、特定の生徒の誹謗・中傷を書き込まれていじめにつながった。
個人情報の無断掲載	事例 掲示板に、本人に無断で、実名や電話番号、写真などが掲載され、迷惑メールが届くようになった。
	事例 個人情報や容姿・性格を誹謗・中傷する書き込みをされ、学級全体から無視されるいじめにつながった。
特定の生徒へのなりすまし	事例 特定の生徒になりすまして電話番号やメールアドレスを掲載したプロフを作成、「暇だから電話して」と書き込んだことで、なりすまされた生徒に他人から電話がかかってきた。

②メールでの「ネット上のいじめ」

特定の生徒への誹謗・中傷	事例 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の生徒に返信して、いじめを行った。
「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信	事例 特定の生徒を誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール」を、同一学校の複数の生徒に送信し、当該の生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まった。
「なりすましメール」での誹謗・中傷	事例 クラスの多くの生徒になりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の生徒に何十通も送信した。

③その他の事例

口こみサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みを行った。

■掲示板などでの誹謗・中傷への対応

①「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも生徒や保護者、地域の方、卒業生などからのものが多いため、以下の点に留意して情報収集を行う。

⇒情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録に残す。

⇒情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板などのURLを控え、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。

⇒パソコンから見ることができない場合は、携帯電話から掲示板などにアクセスする。

⇒携帯電話での誹謗・中傷等、プリントアウトが困難な場合は、デジタルカメラで撮影する。

書き込みの内容が緊急性を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告など）は、関係機関に連絡する。

⇒犯罪に関わるケース・・・警察（被害の生徒・その保護者から被害届提出）

⇒生徒指導事案、人権侵害事象・・・私学課

③掲示板などの管理者に削除依頼及び開示請求（削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい。）

基本的には、被害生徒が学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。（学校が代理で行うことができるが、その場合は管理者の対応への情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることはできない。）

掲示板などのトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。

該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページに、件名、内容などの事項を書き込み送信する。

⇒個人の所属・名前などを記載する必要なし。

④掲示板などのプロバイダ（掲示板サービス提供会社など）に削除依頼

管理者の連絡先が不明、削除依頼しても削除されないなどの場合、プロバイダへ削除依頼を行う。

管理者やプロバイダへ依頼をしても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。

それでも削除されない場合、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

上記②～④の対応で困った場合は、下記の「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用すること。

「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」

「ネット上のいじめ」や有害サイトへのアクセスによる被害などの未然防止や早期解決のために、府教育委員会・市町村教育委員会・府警察本部などが連携して対応するネットワークのこと。

活用にあたって学校は、市町村教育委員会に相談する。相談を受けた市町村教育委員会は府教育委員会と連携し、事案の内容に応じて府警察本部サイバー犯罪対策担当部署などに連絡し、学校につながる。

■ 「ネット上のいじめ」が発見された場合の生徒への対応

被害生徒	「ネット上のいじめ」の特徴として、その匿名性から加害生徒を特定するまでに時間がかかることや、掲載された個人情報が多方面に流出する可能性もあることから、心のケアに対する体制や警察など関係機関との連携についてもケース会議などで十分に検討し、その内容を含めて伝えること。また、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、家庭の状況についてきめ細かに把握できるように連携を強化すること。
加害生徒	加害生徒自身がいじめにあっていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込む場合もあるため、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起った背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要。 保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うこと。
すべての生徒	掲示板やチェーンメールなどで誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えるとともに、掲示板などの被害・加害を防ぐために以下の点を指導すること。 ①掲示板などへの誹謗・中傷の書き込みはいじめであり、決して許される行為ではないこと。 ②掲示板などへの書き込みは、匿名でも個人が特定されること。書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板などへの書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。 必要に応じて保護者会を開催し、学校で起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校の対応方針、家庭での留意点などを説明、学校の取り組みに対する保護者の理解を得ること。

「携帯電話の利用についての実態把握調査」(平成 20 年度・23 年度)

府教育委員会では、過去 2 回、携帯電話の利用実態調査を行った。平成 20 年度調査報告では、携帯電話への過度の依存を防ぐため、「家族で話し合い約束する基本のルール」として、

- ①フィルタリングの利用を徹底する
- ②帰宅後など適切な使用時間を決める
- ③知らない人からのメールに返信しない
- ④個人情報を安易に教えない・書き込まない
- ⑤持ち込み禁止など学校の規則を守る

の「5 つの約束」を示している。第 2 回目の平成 23 年度調査の分析によると、家庭のルールづくりは進んでいるものの、学校の規則を意識したルールづくりはいまだ徹底できていないことが指摘されている。

7 関係資料

【1】生徒の様子を把握するためのチェックリスト

学校における日常的な観察

始業時登校時から	<input type="checkbox"/> 朝早く登校したり、遅く登校したりする。 <input type="checkbox"/> いつも一人で登下校したり、友達と登下校していても表情が暗い。 <input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 <input type="checkbox"/> 元気がなく、顔色がすぐれない。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立つ。
授業・学級活動などの時間	<input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 <input type="checkbox"/> うつむきかげんで発言しなくなる。 <input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。 <input type="checkbox"/> 配布したプリントなどが届いていない。 <input type="checkbox"/> グループ活動の際、一人だけ外れている。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係や委員などに選ばれる。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートなどが紛失したり、落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 教職員が誉めると、周りの子があざけたり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> 何人かの視線が特定の生徒に集中したり、目くばせなどのやりとりがある。 <input type="checkbox"/> 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒の作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒が指名されると、ニヤニヤする者がいる。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒の持ち物に触れることを嫌がる者がいる。
休み時間	<input type="checkbox"/> 仲のよかったグループから外され、教室や図書室などで一人ポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 一人で廊下や職員室付近をうろうろしたり、用がないのに職員室で過ごすことが多い。 <input type="checkbox"/> 教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたたりする。 <input type="checkbox"/> 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 <input type="checkbox"/> 友達と過ごしているが表情は暗く、オドオドした様子がみられる。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも嫌な役をやらされている。(道具の後始末、他) <input type="checkbox"/> 周りの友達に必要以上の気遣いをしている。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒のそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
下校時	<input type="checkbox"/> 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 校舎や玄関口付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。 <input type="checkbox"/> いつも友達の荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 靴や傘が紛失する。
そ	<input type="checkbox"/> 昼食時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。

の 他	<input type="checkbox"/> 清掃時、いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 <input type="checkbox"/> 清掃時、他の生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。 <input type="checkbox"/> 清掃時、特定の生徒の椅子や机が運ばれなかったり、放置されたりする。 <input type="checkbox"/> 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出す。
そ の 他	<input type="checkbox"/> 集団活動や学校行事に参加することを渋る。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。 <input type="checkbox"/> 日記やノートなどに、不安や悩みを感じる表現や投げ遣りな記述が見られる。 <input type="checkbox"/> 異なる通学経路から登下校する。 <input type="checkbox"/> 刃物など、危険なものを所持している。

【2】教員が指導を確認するためのチェックリスト

①学級経営や教科指導に関するチェックリスト

言動について	<input type="checkbox"/> 生徒の言い分に耳を傾けている。 <input type="checkbox"/> 生徒の良さを見つけようとしている。 <input type="checkbox"/> 人に迷惑を掛ける行動には、毅然とした態度で対応している。 <input type="checkbox"/> えこひいきや差別をせずに生徒と接している。 <input type="checkbox"/> 生徒の考えを共感的に受け止める。 <input type="checkbox"/> 適切な指導の意図が無く競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押し付けたりすることがない。 <input type="checkbox"/> 生徒のプライバシーを守っている。 <input type="checkbox"/> 一日に一回は会話をするなど、どの生徒ともかかわりをもっている。 <input type="checkbox"/> 教員が生徒を傷付けたり、いじめを助長するような言動はしない。 <input type="checkbox"/> 常に人権感覚を高め、人権教育の自己研鑽に努める。
授業時間・学級活動	<input type="checkbox"/> わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。 <input type="checkbox"/> どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けているか確認している。 <input type="checkbox"/> 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができている。 <input type="checkbox"/> 朝礼、終礼が内容豊かで、生き生きと運営されている。 <input type="checkbox"/> リーダーに協力する支援体制ができている。 <input type="checkbox"/> 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。 <input type="checkbox"/> 指示したことについて、生徒が理解、納得しているか確認している。 <input type="checkbox"/> 生徒の能力、特性に応じた説明をしている。 (理解しやすい話のスピード、視覚的な情報の活用など、説明の仕方を工夫)
普段の生活	<input type="checkbox"/> 誤りを認め、許し合えるムードがある。 <input type="checkbox"/> 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。 <input type="checkbox"/> 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。 <input type="checkbox"/> 昼食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。 <input type="checkbox"/> 一人ひとりの生徒を大切にするという観点で、掲示物や物品など、教室環境が整っている。また、交換や修繕が適切に行われている。

教員間や保護者との連携	<input type="checkbox"/> 学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
	<input type="checkbox"/> 日頃から職員室に、生徒や学級の様子を気軽に話題にできるムードがある。
	<input type="checkbox"/> 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取り組みの様子が保護者に理解されている。
	<input type="checkbox"/> 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
	<input type="checkbox"/> いじめなどの問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。
	<input type="checkbox"/> 一方的な思い込みや偏った見方でなく、確かな事実や根拠を基に指導する様子が伝わっている。

②人権感覚を自己点検するためのチェックリスト

朝礼	<input type="checkbox"/> 欠席や遅刻を早めに把握し、対処している。 <input type="checkbox"/> 遅刻した生徒や前日に欠席・早退した生徒に言葉掛けをしている。
交友関係	<input type="checkbox"/> 生徒の交友関係を把握している。 <input type="checkbox"/> 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、直ぐに対処している。
昼食	<input type="checkbox"/> 「いただきます」「ごちそうさま」など、食材になった動植物の生命や調理した人への感謝の言葉をしっかりと言わせている。 <input type="checkbox"/> いつも一人でポツンと昼食をとっていたり、昼食をとらずに教室から出ている生徒がいないか気を付けている。
清掃	<input type="checkbox"/> 清掃時間が始まったら素早く清掃場所へ行き、清掃指導に携わっている。 <input type="checkbox"/> いつも楽な仕事ばかりしている生徒や、大変な仕事を押し付けられている生徒がないように気を配っている。 <input type="checkbox"/> 教室や廊下の黒板や掲示板に落書きは無いかを気を付けている。
終礼放課後部活動	<input type="checkbox"/> 明日の意欲につながるような言葉掛けをしている。 <input type="checkbox"/> 部活動で行き過ぎた上下関係は無いか気を付けている。 <input type="checkbox"/> 部活動で失敗した生徒を指導する際、生徒の人格を否定するような叱り方や自信を失わせるような叱り方をしていない。
授業	<input type="checkbox"/> 授業の開始、終了時刻を守っている。 <input type="checkbox"/> 空席の生徒を確認している。 <input type="checkbox"/> 誰もが設備・器具などを公平に使えるよう配慮している。 <input type="checkbox"/> 教員の期待とずれた生徒の答えの発信を尊重しようとしているか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと、自尊心を傷付けるような言い方をしていない。 <input type="checkbox"/> 生徒の失敗があった時、失敗に笑う者がいたら黙認せず、注意している。
生徒に接する時	<input type="checkbox"/> 一人ひとりの顔を見て、名前を呼んでいる。 <input type="checkbox"/> 生徒同士の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、黙認していない。 <input type="checkbox"/> 生徒の話を親身に聞いている。 <input type="checkbox"/> 生徒を指導する際、人格を否定するような注意をしていない。 <input type="checkbox"/> 失敗が多い生徒を先入観で悪く評価してしまうことはない。 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹と比べて、誉めたりけなしたりしていない。 <input type="checkbox"/> 生徒の欠点を見付けようとせず、良さに目を向けるように努力している。 <input type="checkbox"/> 失敗した生徒のことを、他の学級で例として話していない。 <input type="checkbox"/> 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」などと、生徒の努力を認める言葉かけに心掛けている。
その他	<input type="checkbox"/> 文書や懇談会などで使う言葉について配慮している。 <input type="checkbox"/> 個人情報の管理はしっかりできている。 <input type="checkbox"/> 学習の速度や忘れ物を示す一覧表、身体的状況を示すグラフなど、生徒のプライバシーに関わる

内容を掲示していない。

【3】保護者が生徒の様子を把握するためのチェックリスト

家庭における日常的な観察

態度やしぐさ	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>家族との対話を避けるようになる。<input type="checkbox"/>受信した電子メールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。<input type="checkbox"/>部屋に閉じこもり、考え方をしたり、家族と食事をしたがらなかつたりする。<input type="checkbox"/>感情の起伏が激しくなり、動物や物などに八つ当たりする。<input type="checkbox"/>帰りが遅くなったり、理由を言わずに外出をしたりする。<input type="checkbox"/>用事もないのに、朝早く家を出る。<input type="checkbox"/>風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。 (殴られた傷跡や痣などを見られるのを避けるため)<input type="checkbox"/>転校を口にしたり、学校（部活動）を止めたいなどと言つたりする。<input type="checkbox"/>自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
服装、身体・体調	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔などにすり傷や打撲のあとがあつたりする。<input type="checkbox"/>自分のものではない衣服（制服）を着ている。<input type="checkbox"/>「友達に貸した」と言い、衣服（制服・体育着など）や上履きなどが返却されない。<input type="checkbox"/>学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛など身体の具合が悪くなつたりする。<input type="checkbox"/>食欲が無くなったり、体重が減少したりする。<input type="checkbox"/>寝付きが悪かったり、夜眠れなかつたりする日が続く。<input type="checkbox"/>激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言つたり、うなされたりすることが多くなる。
学習	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなつたりする。<input type="checkbox"/>成績が低下する。<input type="checkbox"/>教科書やノートが水に濡れていたり、落書きや汚れがあるなど、粗雑に扱ったあとが見られる。
持ち物・金品	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使途のはっきりしないお金を欲しがる。 (「～を失くした」と言い、新しいものを欲しがる。)<input type="checkbox"/>持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きがある。<input type="checkbox"/>本人の興味や関心とは異なる物品、自費で購入できない高価な物品などがある。<input type="checkbox"/>携帯電話を急に使用しなくなる。<input type="checkbox"/>刃物など、危険なものを隠し持つようになる。
交友関係	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。<input type="checkbox"/>無言などの不審な電話、発信者の特定できない電子メールがある。<input type="checkbox"/>親しい生徒が来なくなり、見かけない生徒がよく訪ねてくる。

家庭において、保護者に注意していただきたいポイントを伝えるとともに、心配な様子が見られる場合には、学校に情報提供を求め、生徒の変化やいじめの兆候に早期対応するための連携を図る。

【4】相談・記録用紙

相談カード

☆お願い

この相談カードは、いじめで困っている人や、いじめの様子を見て心配している人が書くものです。
学校からいじめがなくなり、みんなが安全に安心して生活できるように協力してください。

このカードに書いて相談してくれたことは、他の人には知られないようにします。安心して書いてください。

記入日（この紙を書いた日）	月 日（　　）
あなたの名前	年 組名前
いじめについて	相談したいことに○をつけてください。
	（　　）自分がいじめを受けている。
	（　　）友達やクラスの人がいじめを受けている。
	（　　）自分がいじめを行っている。
	（　　）友達やクラスの人がいじめを行っている。
	いじめの様子について○をつけてください。
	（　　）ひやかしやからかい、悪口を言う。
	（　　）仲間はずれ、無視をする。
	（　　）ぶつかったり、たたいたり、けつたりする。
	（　　）お金や物をとったり、持ってくるように言う。
（　　）持ち物をこわしたり、かくしたりする。	
（　　）やりたくないことをやらせる、言いたくないことを言わす。	
いつごろのことか書いてください。	
（書き方の例：○月○日（○曜日）、○月ころ、○月くらいからずっと、など）	
このことで相談したい先生に○をつけてください。	
（　　）学級担任の先生 （　　）学年主任の先生 （　　）生活指導主任の先生 （　　）校長先生や教頭先生 （　　）保健室の先生 （　　）スクールカウンセラー （　　）その他の先生（ここに先生の名前を書いてください：　　）	
この紙に書いてくれたことについて、先生やスクールカウンセラーさんから話を聞きます。 話を聞く日にちは、決まったらお知らせします。	

いじめ指導記録（例）

（「いじめを受けた生徒」「いじめを行った生徒」への指導を想定して）

作成日		作成者（指導を行った者）											
平成 年 月 日 ()		名前	分掌・役職等（※1）										
指導した生徒名	年 組												
<p>指導した生徒の立場について</p> <p>() いじめを受けている。</p> <p>() いじめを行っている。</p> <p>いじめの様子について、以下を簡潔に箇条書きにする</p> <table border="1"> <tr> <td>①いじめの様態（※2）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②当該生徒の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③周囲の生徒とのかかわり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④保護者の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤いじめの発端や状況 (人間関係などは図示でもよい)</td> <td>【いつ、誰が、誰に対して、どのようなこと（どの程度）行ったか】</td> </tr> </table>				①いじめの様態（※2）		②当該生徒の状況		③周囲の生徒とのかかわり		④保護者の状況		⑤いじめの発端や状況 (人間関係などは図示でもよい)	【いつ、誰が、誰に対して、どのようなこと（どの程度）行ったか】
①いじめの様態（※2）													
②当該生徒の状況													
③周囲の生徒とのかかわり													
④保護者の状況													
⑤いじめの発端や状況 (人間関係などは図示でもよい)	【いつ、誰が、誰に対して、どのようなこと（どの程度）行ったか】												
指導の経緯（簡潔に）※3													
月 日	いじめを受けた生徒に対して	いじめを行った生徒に対して											

※1 生徒への組織的対応を行うまでの位置付け

例) 学級担任、学年主任、生活指導主任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、など

※2 ア. 冷やかし、からかい、悪口、脅し イ. 仲間外れ、無視

ウ. 軽くぶつかる、遊びのつもりで叩く、蹴る エ. ひどくぶつかる、叩く、蹴る

オ. 金品の強要 ハ. 金品を隠す、盗む、壊す、捨てる

キ. 望まないことや恥ずかしいこと、危険なことの強要

※3 詳細については、別紙に記入し添付・保管する。

いじめ等に関する大阪府教育委員会の主な資料

①いじめ防止指針 平成 18 年 3 月

いじめ問題の解消に向けた大阪府教育委員会の基本的な姿勢を示した資料

<http://www.pref.osaka.jp/attach/4913/00025853/ijime1.pdf>

<http://www.pref.osaka.jp/attach/4913/00025853/ijime2.pdf>

②子どもエンパワメント支援指導事例集 平成 18 年 7 月

子どもが暴力の被害者や加害者にならないためエンパワメント（内なる力を引き出す）に関する事例集

③いじめ対応プログラム I 平成 19 年 6 月

生起したいじめへの速やかな対応や事後指導について事例も含めて示した資料

④いじめ対応プログラム II 平成 19 年 8 月

すべての子どもがいじめに対して「NO！」といえる実践力につけるためのプログラムなどを示した資料

⑤いじめ対応プログラム実践事例集 平成 20 年 7 月

「いじめ対応プログラム II」を活用した府内公立小中高等学校等の実践を掲載した事例集

<http://www.pref.osaka.jp/attach/4913/00016180/jirei1.pdf>

<http://www.pref.osaka.jp/attach/4913/00016180/jirei2.pdf>

⑥携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言 平成 20 年 12 月

「平成 20 年度携帯電話の利用についての実態把握調査」を踏まえ今後の取り組みの方向性を示した資料

<http://www.pref.osaka.jp/attach/4913/00016195/torima.pdf>

⑦携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 平成 21 年 3 月

携帯電話・ネット上で生徒が被害者にも加害者にもならないためのメディアリテラシーも含めたプログラム集

<http://www.pref.osaka.jp/attach/4913/00016211/keitainettotaisyohouhoupro.pdf>

<http://www.pref.osaka.jp/attach/4913/00016211/keitainettotaisyohouhoudejitaru.pdf>

⑧いじめ対応プログラム指導案集 平成 23 年度

「いじめ対応プログラムリーダー養成研修」に参加した教員による指導案（実践を含む）をまとめた資料

<http://www.pref.osaka.jp/jidoseitoshien/ijime/index.html>

⑨携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言 平成 24 年 3 月

「平成 23 年度携帯電話の利用についての実態把握調査」を踏まえ今後の取り組みの方向性を示した資料

<http://www.pref.osaka.jp/attach/4913/00016195/teigenn2.pdf>